

介護保険福祉用具購入・貸与における取扱について

福祉用具の購入について

1 標準タイプのものを給付対象とする。

ただし、利用者の日常生活の自立を助けるため特殊機能付き福祉用具の購入を希望する場合は、下記の提出書類をもとに審査を行い、市が必要と認める場合に限り給付する。

提出書類については、利用者の希望だけでなく、なぜ通常タイプのものでは利用者の自立支援のために十分でないのか、疾患名や状態像から個別の具体的な必要性等を明記する。必要に応じて、個別協議を開催し、給付の可否決定を行う。

【添付書類】※特殊機能付き福祉用具の購入を希望する場合

地域包括支援センター（要支援1・2）	居宅介護支援事業所（要介護1～5）
<ul style="list-style-type: none">・利用者基本情報・生活機能評価・介護予防サービス・支援計画書（原案）・支援経過記録 ※主治医、専門職、福祉用具業者等と協議した内容を反映・福祉用具販売計画書（原案）	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントシート・居宅サービス計画書 第1表、第2表（原案）・居宅介護支援経過 第5表 ※主治医、専門職、福祉用具業者等と協議した内容を反映・福祉用具販売計画書（原案）

2 同一種目の福祉用具を購入する場合は、福祉用具購入費の給付対象ではない。ただし次の場合においては、市が必要と認める場合に限り、給付対象とする。

(1) 福祉用具が破損した場合

通常の使用方法に則り使用していた福祉用具が、経年劣化で破損した場合など

(2) 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランの内容を大きく変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合など

(3) 特別な事情がある場合

災害を原因とする床上浸水等による流出や家屋倒壊による破損など

【添付書類】

- ・前回購入した同一種目の特定福祉用具の現状写真
- ・支援経過記録または居宅介護支援経過（同一種目の購入が必要な理由を記載したもの）

※浴槽の複数購入（浴槽の内と外で使用）を希望されるケースが見られるが、厚生労働省の通知（老高初0331第2号）によると、浴槽内いす（浴槽台）は「浴槽内において利用することができるものに限る」と定義づけられているため、浴槽外で使用する分については、介護保険の給付対象外となる。

福祉用具の貸与について

同一種目の貸与は、認められない。ただし、アセスメントの結果から真に必要な場合は、事前に市へ相談する。

例) 歩行器を屋内、屋外と分けて使用したい

- ①本人または介護者ではタイヤの拭き取りが困難なため、屋内外で併用できない場合。
- ②住環境により屋内用と屋外用でサイズ変更が必要な場合。

以上のような理由があれば、同一種目の貸与可能。

【相談先】

- ・要支援 1・2 → 地域包括ケア推進係
- ・要介護 1～5 → 介護認定係